

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和3年10月26日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第36号

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(静岡県流域下水道条例の一部改正)

第1条 静岡県流域下水道条例(平成25年静岡県条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第2条 (略) 2 流域下水道の名称及び法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道の処理区域の存する市町は、次のとおりとする。 (表略) (構造の基準) 第3条 法第25条の18において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、規則で定める。 (終末処理場の維持管理) 第4条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の終末処理場の維持管理は、規則で定めるところにより行うものとする。	(設置) 第2条 (略) 2 流域下水道の名称及び法第6条第5号に規定する流域関連公共下水道の処理区域の存する市町は、次のとおりとする。 (表略) (構造の基準) 第3条 法第25条の30において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、規則で定める。 (終末処理場の維持管理) 第4条 法第25条の30第1項において準用する法第21条第2項の終末処理場の維持管理は、規則で定めるところにより行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県流域下水道事業の設置等に関する条例(平成31年静岡県条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経営の基本) 第2条 (略) 2 流域下水道事業の用に供する施設の名称、下水道法(昭和33年法律第79号)第6条第4号に規定する流域関連公共下水道の処理区域の存する市町及び計画下水量は、別表のとおりとする。	(経営の基本) 第2条 (略) 2 流域下水道事業の用に供する施設の名称、下水道法(昭和33年法律第79号)第6条第5号に規定する流域関連公共下水道の処理区域の存する市町及び計画下水量は、別表のとおりとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日又は特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。